

川崎市市民緑地認定制度に関する手引き

平成 30 年 12 月

1 市民緑地の設置管理に関する手続き

都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第 60 条第 1 項の規定により市民緑地を設置管理する場合には、川崎市市民緑地設置管理計画の認定に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、以下の手続きが必要となります。

- ① 市民緑地設置管理計画認定申請書（第 1 号様式）を提出し、計画について市の審査・認定を受けます。
- ② 計画の認定後、計画に基づき市民緑地を設置し、市民緑地設置完了報告書（第 6 号様式）を提出します。
- ③ 市民緑地の管理の状況について、市長が報告を求めた場合（概ね年 1 回）は、市民緑地設置管理計画管理状況報告書（第 7 号様式）を提出します。

2 市民緑地設置管理計画認定申請書（第 1 号様式）の作成について

（1）申請書に記載する内容

- ・ 市民緑地を設置する土地等の区域及び面積
 - ・ 市民緑地を設置するに当たり整備する施設の概要、規模及び配置
 - ・ 施設の整備の実施期間
 - ・ 既存の緑化施設の概要、規模及び位置
 - ・ 市民緑地を設置する土地等の区域の面積に対する緑化面積の割合
 - ・ 市民緑地の管理の方法
 - ・ 市民緑地の設置の予定時期及び管理期間
 - ・ 市民緑地の設置及び管理の資金計画
- ※別紙「認定申請書の記入例」を参考にしてください。

（2）添付書類

- ・ 市民緑地を設置しようとする土地の登記簿謄本や賃借契約書等の写し（使用の権原を証明するものであること）
 - ・ 付近見取図（以下を明示すること。①方位、②道路、③目標となる地物）
 - ・ 配置図（以下を明示すること。①縮尺、②方位、③区域の境界線、④区域内の人工地盤・建築物等の位置、⑤既設・新設の緑化施設等の位置、⑥緑化施設の面積）
 - ・ 土地と緑化施設それぞれの求積図・面積算出表
- ※「緑化施設等」及び「緑化施設」の用語の定義は次の通りです。

緑化施設等

緑化施設

- ・ 樹木 ・ 芝、その他地被植物 ・ 花壇、その他これに類するもの
- ・ 壁面緑化 ・ 水流、池、その他これらに類するもの
- ・ 上記合計面積の1/4を超えない範囲で付属して設けられる園路、土留その他の施設

園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のために必要な施設

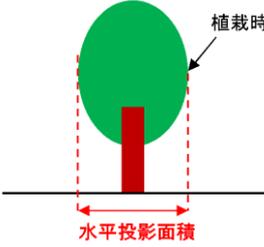
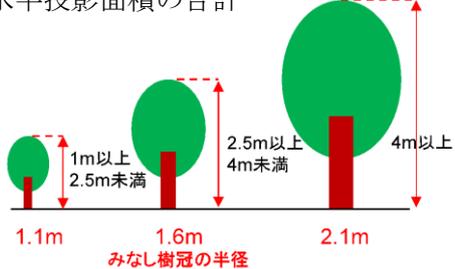
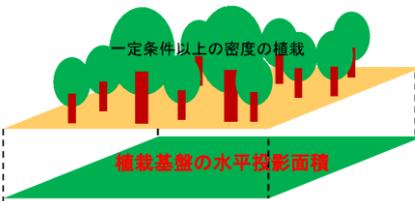
(例) 園路、広場、休憩所、便所、水飲場、飲食施設

市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設

(例) 柵、土砂崩壊防止施設、防火・防水施設

(3) 審査基準について

市民緑地設置管理計画の認定にあたっては、次の表に定める考え方に基づき審査を行います。

認定の要件	審査の考え方
市民緑地を設置する土地が、緑化推進重点地区内に存在すること。	当該土地が、緑の基本計画に位置付けられた市内8箇所の緑化推進重点地区内に存在すること。当該土地が、一部でも緑化推進重点地区内に存在すれば可とする。
市民緑地を設置する土地の面積が、300㎡以上であること。	当該土地の水平投影面積が300㎡以上であること。
緑化施設の面積が、市民緑地を設置する土地の面積の20%以上であること。	<p>既設と新設の緑化施設の面積の合計で判定する。</p> <p>樹木の面積算定方法は、単木又は樹木のまとまりごとに次の①～③のいずれかを採用すること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>① 樹冠の水平投影面積の合計</p>  </div> <div style="width: 45%;"> <p>② 樹高に応じた「みなし樹冠」の水平投影面積の合計</p>  </div> </div> <p>③ 一定の条件を満たす植栽基盤の水平投影面積※の合計</p> 

※計算式 $(18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4)$ (単位 m^2)
 において算出された値を超えないこと。
 ただし、
 T_1 : 樹高 4m 以上の樹木の本数
 T_2 : 樹高 2.5m 以上 4m 未満の樹木の本数
 T_3 : 樹高 1m 以上 2.5m 未満の樹木の本数
 T_4 : 樹高 1m 未満の樹木の本数とする。

市民緑地の管理期間が5年以上であること。	—
市民緑地の設置及び管理が適切な方法により行われること。	市民緑地の公開性が確保されていること。ただし、運営上、安全上の理由等により一時的に閉鎖することは可とする。
	施設が安全や衛生に適した構造であること。
	市民緑地の構造や、それを取り巻く状況を勘案し、適切な時期・方法により巡視や維持管理（清掃、除草等）を行うこと。
	点検等により、施設に異常が見られた場合には、施設の維持・修繕のために必要な措置を実施すること。
	計画を遂行するために必要な経済的基礎や能力が十分であること。
	市民緑地を設置する土地の所有権または使用の権原を有すること。
	使用の権原を借受けにより取得するときは、この賃借契約において、市長の承認を受けた場合を除き、契約の変更・解除をすることができない旨を定めること。

(4) その他

市民緑地の管理責任は、市民緑地を設置・管理する者が負うこととなりますので、施設管理にかかわる賠償責任を保証する民間保険会社の保険等への加入を推奨します。

2 市民緑地設置完了報告書（第6号様式）の作成について

(1) 申請書に記載する内容

- ・市民緑地を設置する土地等の区域及び面積

(2) 添付書類

- ・設置の状況がわかる書類、写真

3 市民緑地設置管理計画管理状況報告書（第7号様式）の作成について

(1) 申請書に記載する内容

- ・市民緑地の位置
- ・管理報告

(2) 添付書類

- ・管理の状況がわかる書類、写真

4 書類の提出方法

申請書または報告書と添付書類をつづり、原本を1部、写しを1部提出してください。各書類にはインデックスを付してください。用紙サイズについて、申請書または報告書はA4サイズ、添付書類はA4サイズまたはA3サイズとしてください。A3サイズの用紙を用いる場合には、A4サイズになるようじ込み折り（Z折り）をしてください。なお、書類の作成にあたっては、日本語及びメートル法を使用してください。